

平成26年度 事業計画書

社会福祉法人 鈴保福社会

柿生アルナ園

- 特別養護老人ホーム
- 短期入所生活介護事業所
- 日帰り介護事業所
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所

特別養護老人ホーム 柿生アルナ園（介護老人福祉施設）

はじめに

1. 震災対策について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方大震災・大津波災害では、東北地方の特別養護老人ホームの施設が、避難住民の高齢弱者の救護収容に精力的に活動した事例が、多数報告されています。

昨今地震予知研究所によりますと、当関東地方にもここ数十年の内に、大地震が発生する可能性があるかもしれないと発表しています。いつ地震が発生するか分からないので、施設の日頃の防災・避難訓練と、諸々の対策をしておかなければなりません。

幸いなことに、当柿生アルナ園の地盤は岩盤の上に建っている（岩盤の素掘建築杭なし）、大地震が発生した場合にも、被害が少なくすむものと予想されます。従って、施設を取り巻く近隣住民世帯の高齢弱者の施設への収容が、急務となるものと推測されます。施設としては、日常の防災訓練の更なる充実と、緊急時における被災者の受け入れ対応についても、鋭意検討を進めていきます。

2. ベッドの稼働率向上を図る。

介護保険法が成立施行されたのが、平成 12 年 4 月であります。それ以降 3 年ごとに介護報酬の単価が見直しされてきています。平成 25 年度においても、実質的に約 2.1%～2.13%のマイナス改定となっています。収入金額にして約 700 万円位の減収となります。

今後、当分の期間、介護報酬の改定増額等は望めない状況であります。

現状において、少しでも介護報酬の増収を望むために、入居者利用ベッドの稼働率を向上させる以外に、方策がないと考えられます。入居者に変動が生じた場合には、速やかに、1 日でも早く入居させることが切望されます。毎年、短期入所の稼働率は 120%以上に利用されているので、入所部門においても、現在の利用率は 98.5%位になっていますが、これを少しでも向上を図って、施設の根幹収入である介護保険収入の増収を図っていきます。

3. 環境の整備と維持活動について

建設時、アルナ園の土地は丘陵地帯の馬の背のような山林地で、山の中腹以上を削り取っての造成でした。しかも地盤が良質の岩盤だったので、整地工事が困難を極めた宅地造成でありました。そのため、建築物完成時は周囲に数百本の植栽を予定していましたが、スコップでは岩が掘れないので、ユンボで穴を掘って植栽し、外より搬入した土を使用して埋め戻しました。しかし、その状態では長雨が続きと水が溜まり、根腐れが生じる恐れがあるので、細長い網袋の中に小石を詰めて水の発散を図り、10 年経過後よりようやく活着し、生育を始めた樹木ばかりであります。

現在では、岩盤にしっかりと根を張り成長してきています。それらの樹木の維持管理が、施設にとって大切な役割となってきました。入居者及び通所利用者、近隣住民の皆様方から、「きれいな花が咲いていいわね」「いろいろな木があるので心が安らぎますね」と声をかけていただく事が多くあります。この素晴らしい環境と風情を維持し、管理していくよう努めていきます。

4. 経年による施設及び機器類の対応について

当施設は昭和 61 年秋竣工でありますので、27 年余の歳月が経過しました。そのため、ぼつぼつと大規模な修繕工事、あるいは大型の備品機器等の修繕及び交換が発生し始めています。毎月の定期点検や消耗品の交換等をこまめに実施して、少しでも寿命の延長を図っています。しかし、大小の備品物品類等は、本来の平均寿命があるので何ともし難い面があり、逐次交換が余儀なくされているのが実情であります。よって、各種の大型修繕費等が突発的に発生していくものと思われれます。

運営目標

当法人が掲げる基本理念及び経営方針に基づき、利用者の自立支援に向け職員一丸となって次の項目に添ってより良い介護を進めていく。

- (1) 利用者が常に安心し安全である介護に努める。
- (2) 利用者が常に快適な環境の下生活ができる介護に努める。
- (3) 利用者が常にさわやかな雰囲気の中で生活ができる介護に努める。
- (4) 利用者が常に楽しく一日の生活が送れる介護に努める。
- (5) 利用者が常に納得の得られる押し付けでない介護に努める。

二. 重点目標

- (1) 感染症の予防対策の強化を図る。
感染症や食中毒の発生を防ぐ為、情報を収集し、発生の恐れがある時は、臨時に感染予防対策委員会を開催し、発症予防に努める。インフルエンザ対応マニュアルを作成する。
- (2) 災害に備え、緊急用品を用意する。
物品の一覧表を作成し、倉庫に保管、1年に1回見直しをする。防災の日に、他セクションに伝達する。
- (3) 懇談会形式で利用者から意見収集をする事は、介護・認知症状の重度化により難しくなっている。懇談会形式以外で、利用者から個別に、ご意見・ご要望を伺う機会を持つような工夫をする。家族懇談会は継続して行い、ご意見を伺う機会を持っていく。日頃の関わりの中で、話しやすい関係作りを再認識して、家族・利用者の支援を行っていく。利用者主体の視点を大切にし、信頼や納得の得られるようなケアを、他職種連携して行っていく。
- (4) 入居待機者の情報収集、ショートステイ利用者のニーズや、新たな希望者の情報収集を常に行い、急な入居者の欠員補充に対して、出来るだけ速やかに欠員補充が行えるよう備える。また、ショートステイも含めて、ベッドの有効活用が出来るよう、各関係者と連携していく。
- (5) 日々のケア・言葉かけ・態度・行動に意識を向け、利用者一人一人を尊重したケアを提供していく。
職員間のコミュニケーションを円滑に行い、他職種連携しチームケアに努める。
- (6) 咀嚼・嚥下困難者の対応と健腸長寿
ADLの低下と認知症に伴い、咀嚼・嚥下困難の利用者が増えてきた。
終末期等のご希望により、経口摂取を支援していく。また、毎朝食時に自家製のヨーグルト、おやつにヤクルトを提供し、健腸長寿に努める。嚥下困難者用の非常食を備える。
- (7) 経営改善の推進と公開性の維持
限られた財源を有効に活用するため、さらに支出の削減に努め、経営改善をはかる。
施設の公益性を自覚し、情報公開に努め、第三者の評価を取り入れ、より良い施設運営を目指す。

三. 利用者援助

1. 援助方針

- (1) 利用者の立場にたち、常に同じ姿勢、態度で統一した援助活動を行えるよう心掛ける。
- (2) 利用者の自己決定と権利を尊重し、一人ひとりの自立を支援できるような、活気ある生活づくりを心がける。
- (3) 生活空間、活動範囲の拡大を目指し、利用者の目的達成や楽しみにつながる生活が実現できるよう援助していく。
- (4) 地域社会との交流を積極的に行っていく。

2. 生活相談援助

(1) 相談業務

相談しやすい環境を作り、利用者の悩み・トラブル・心配事などにより積極的に取組んでいく。

(2) 家族懇談会の実施

園からの連絡・行事等の説明を行い、ご家族の感想や希望を伺う。
生活全般についての要望や興味のある話題について、日頃から自由に話せる関係作りや声かけに配慮し、頂いた意見を援助に反映させていく。

(3) 投書箱の設置

利用者及び家族の意見を自由に投書して頂くよう設置している。意見・要望を生かしたサービスを提供するよう努力していく。

3. 利用者生活援助

(1) 食事

- ① 安全に食事を楽しめるよう、全職員が都度取り組む。特に嚥下困難者には個別の介助法と食事形態を検討する。
- ② 滑り止めシート・介助皿・自助具等個別に使用し、利用者が自力摂取できるよう配慮する。
- ③ 適時適温で食事を召し上がっていただく。
- ④ 食事介助に当たる際は、食事用エプロンの使用、手洗い、アルコール消毒を行う。

(2) 入浴

- ① 安全かつ快適な入浴を実施していく。
- ② 利用者の健康状態等の理由により、入浴が困難な場合は随時清拭（部分・全身）着衣交換を行い保清に努める。
- ③ 身体状況を考慮し、一般浴・中間浴・特浴の適切な介助を行う。
- ④ 足浴・手浴を日常生活に取り入れていく。

(3) 排泄

- ① 定時の他随時に排泄介助を行い、排泄記録をすることで個々の排泄パターンを把握し、各人に合わせた誘導・介助を行う。
- ② 個々の利用者にあった、オムツやポータブルトイレ等必要物品を検討、使用していく。
- ③ 排泄物の色・臭・量・形状を観察し、健康状態の把握につなげていく。
- ④ 常に清潔に心掛け、オムツかぶれ等のトラブルを未然に防ぐようにする。

(4) 環境衛生

- ① 居室内外の整理・整頓及び清掃に努める。（感染症の予防等）
- ② 援助に当たる際は、エプロンの使用・手洗い・アルコール消毒等心掛ける。

(5) レクリエーション

生活の活性化を図り、利用者の楽しみにつながるもの（カラオケ・風船バレー等）を積極的に取り入れる。

(6) リハビリテーション

- ① 利用者やご家族の希望を聞き、目標設定をすることによって意欲に取り組めるよう援助していく。
- ② レクリエーションリハビリを導入し、楽しい要素を盛り込み、皆が取り組みやすい雰囲気を作っていく。
- ③ 理学療法士の指導のもと、ホールでの訓練・ベット上の訓練共に継続して行なう。

(7) 余暇活動

- ① 社会生活に参加する機会を設けると共に、気分の活性化を図る為に余暇活動を充実させる。（買物・食事・見学等）利用者の意見を取り入れ、季節に合わせた外出計画を掲示し、利用者を選択してもらえるような工夫をする。
- ② 利用者一人ひとりの希望を満たすように、取り組んでいく。
- ③ 外出できない利用者に対して、援助方法を工夫する。（散歩・日光浴・園庭での喫食等）

(8) クラブ

- ① ボランティアの依頼を引き続き行い、入居者の状態に合わせたクラブ活動を展開していく。
- ② クラブ活動に参加できない障害のある利用者の為の援助方法を考えていく。
(散歩・日光浴等)
- ③ デイサービスとの交流を活発にする。

書道クラブ	かな (第1水曜日) 漢字 (第2水曜日) 午前10:30
華道クラブ	月2回 (第1・第3木曜日) 午前10:30
詩吟クラブ	月1回 (不定期)
俳句クラブ	月1回
音楽クラブ	月1回 (第2月曜日) 午前10:30
創作クラブ	月1回 (不定期) 午後2:30
籐工芸クラブ	月1回 (第4火曜日) 午後2:30

(9) 行事

- ① 各種の行事に参加することにより、入居者同士の連帯感を深める。
- ② 伝承行事を積極的に取り入れて楽しみ、生活を変化のある充実したものにしていく。
- ③ 行事を通して柿生保育園児及び地域の児童・学生・その他の人達と、積極的に交流を深めていく。

(10) 個別援助

- ① 個々の入居者の人権を尊重し、「自分らしく」生きることができるよう援助する。
- ② サービス担当者会議を実施し、個々の入居者について施設サービス計画書を作成し、精神面・身体面・生活面まで幅広く援助内容の改善に努める。
内容については、要介護度の変更や、状態に変化あった場合に見直していく。
- ③ 施設サービス計画書作成に際しては、入居者本人やご家族の希望を確認し、実現に向けて全職員で協力していく。
- ④ 個々の要介護度を管理し更新手続を行うと共に、状態の変化によって区分変更の申請を行う。
(施設サービス計画書に反映させる)
- ⑤ 毎週水曜日にケース会議をもち、解決すべき課題を検討し、より統一した援助を行う。

(11) 家族交流

- ① 年間行事予定表を送り、行事の参加及び外出・外泊の積極的な協力を求めていく。
- ② 入居者及びアルナ園との交流を密にするために、積極的にアプローチしていく。
(アルナ便り・電話の有効利用)
- ③ 家族懇談会にて家族間の連携を密にし、入居者のために共同で援助することを理解していただく。
- ④ 施設サービス計画書作成にあたり、希望を確認すると共に、実現に向けて面会等園での生活に協力していただく。
- ⑤ 毎月お誕生者を園内でお祝いし、ご家族にお祝いカードを送付する。ご家族でのお祝い会を希望される場合には、場所・移動・食事面について、ご家族が対応し易い援助を行い、ご家族と入居者が安心して共に過ごせる会となるよう支援する

日 課 表

時 間	入居者日課	職員業務日課
4:30	オムツ交換	オムツ交換 排泄介助
6:30	起床 洗顔 身支度	モーニングケア 有熱者検温
7:00		朝食セット 離床介助 誘導
8:00	朝食 トイレ誘導	摂食介助 誘導 歯磨き介助
9:00	オムツ交換	申し送り オムツ交換 排泄介助
10:00	配茶 入浴	配茶 入浴介助
10:30	リハビリ クラブ (随時) リネン交換 (月・火・木・金・日)	リハビリ介助 クラブ介助 オムツ交換 排泄介助 離床介助
11:00		誘導
12:00	昼食 トイレ誘導	摂食介助 誘導 歯磨き介助
13:00	オムツ交換	(休憩) オムツ交換
14:00	入浴準備 趣味	(リハビリ介助) 入浴準備等
14:30	入浴	入浴介助
15:00	おやつ	離床介助 配茶 摂食介助 記録
17:00	オムツ交換	オムツ交換 排泄介助 離床介助
17:30		誘導 申し送り
18:00	夕食 トイレ誘導	摂食介助 誘導 歯磨き介助
19:00		配茶 水分補給
19:30	オムツ交換	オムツ交換
21:00	消灯 就寝準備 (着替え等)	消灯 巡回 就寝時与薬 有熱者検温
21:30		
23:00		巡回
1:00	オムツ交換	オムツ交換
2:00		有熱者検温
3:00		巡回

週間・月間予定表

	第1週	第2週	第3週	第4週
月	特浴 個別リハビリ 売店 PT回診	特浴 個別リハビリ 売店 嘱託医回診	特浴 個別リハビリ 売店 嘱託医回診	特浴 個別リハビリ 売店 嘱託医回診
火	特浴 足浴 連絡調整会議	特浴 足浴 連絡調整会議	特浴 足浴 連絡調整会議	特浴 足浴 連絡調整会議
水	ケース会議	ケース会議	ケース会議 PM: 余暇クッキング	ケース会議
木	AM: 一般浴 足浴 PM: 中間浴 嘱託医回診	AM: 一般浴 買物(マルエツ) PM: 中間浴 嘱託医回診	AM: 一般浴 PM: 中間浴 嘱託医回診	AM: 一般浴 PM: 中間浴 余暇外出 足浴 嘱託医回診
金	特浴 個別リハビリ	特浴 個別リハビリ	特浴 個別リハビリ PT回診	特浴 個別リハビリ
土	特浴	特浴	特浴	特浴
日	AM: 一般浴 PM: 中間浴	AM: 一般浴 PM: 中間浴	AM: 一般浴 PM: 中間浴	AM: 一般浴 PM: 中間浴

※リネン交換 月・火・木・金・日

※喫茶 第2・第4 木

※集団体操 火・金

4. 健康管理

- (1) 病気の早期発見と早期治療に努める。
 - ① 毎日巡回時に体調をチェックし、病気の兆候があったら受診につなげる。
 - ② 定期健康診断を実施し、結果について嘱託医に報告の上、事後検討を行う。
- (2) 精神面の安定をはかる。
 - ① 入居者に対して言葉によるストレスを与えないように、否定的な発言を避け、固定観念に囚われず聴くように努める。
 - ② 認知症の心理状態について学び、適切な対応ができるようにする。
 - ③ 不穏な状態が続いた場合、医師に相談する。
- (3) 感染症を予防する。
 - ① 感染予防対策のマニュアルに則り、インフルエンザ、肝炎、疥癬、ノロウイルス等の予防に努める。
 - ② 感染症予防対策委員会を、三カ月毎に開催する。又、発症の恐れがある時は、臨時に開催する。
- (4) リハビリテーションの実施
体力及び身体機能を維持し、低下を防ぐため実施する。
- (5) 家族との連携を密にし、理解と協力を得る。
 - ① 面会時や家族懇談会の場を利用して、入居者の体調等を伝えコミュニケーションをとるようにする。
 - ② 体調の変化があったら、受診時に付き添いの協力をお願いする。
- (6) 医療体制について
 - ① 毎週月曜日と木曜日に嘱託医の診察を実施する。
 - ② 緊急及び入院時は、たま日吉台病院もしくは横浜総合病院へ搬送する。但し、御家族より他院への受診要望があった場合は考慮する。
- (7) 終末期について
心身の苦痛を取り除き、穏やかに最後を迎えられるよう援助する。
- (8) 職員の健康管理について
 - ① 春・秋に定期健康診断を実施する。
 - ② 感染予防、特に感冒・血液・皮膚疾患に注意する（インフルエンザワクチン接種を実施する）。
 - ③ 調理職員の毎月の検便を実施する。
- (9) 個人情報保護に努める。
- (10) 災害時に備え、救急用物品を用意する。

5. 栄養・食事サービス

- (1) 栄養ケア・マネジメントの実施
施設ケアプランの一環として、スクリーニング、アセスメント、プラン作成・実施、モニタリング、評価を行い、個々人の状態に応じ、本人・家族の意向に添った健康を維持・増進する食べやすくおいしい食事を提供していく。
- (2) 衛生面を強化し、食中毒の発生を完全に防止していく。また、万が一の時に備えて緊急連絡網、対応手順を決めておく。
 - ① 衛生面の強化
 - イ. 自動手指消毒器・うがい器の設置を行い、外部から雑菌を持ち込まない。
(調理関係業者に対する衛生指導の強化)
 - ロ. 調理室のトイレを和式から洋式へ変更し、トイレからの雑菌を断つ。
 - ② 食中毒発生時の対応
 - イ. 緊急連絡網を作成し、訓練を行う。
 - ロ. マニュアルを作成する。
 - ③ 地域のお弁当業者との協力体制の確立をはかる。

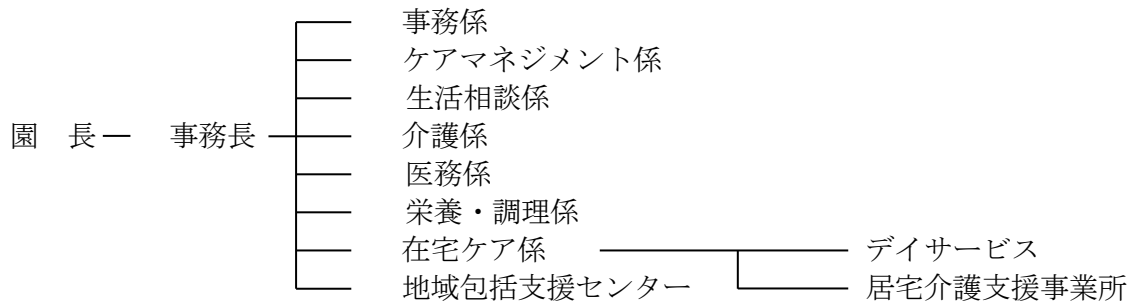
- (3) 地震、洪水等の自然災害に備え、災害発生時の対応手順を決めておく。
- ① 非常食・水の確保
 - イ. 25年サバイバルの非常食を100人3食3日分用意しておく。
 - ロ. 水は1人1日500mlを2本、100人3日分用意しておく。
 - ② 災害発生時の対応
 - イ. 緊急連絡網を作成し、訓練を行う。
 - ロ. マニュアルを作成する。
 - ③ 熱源を確保していく。
 - ・炊き出し（薪の確保） ・ガス（回転釜） ・電気（電磁調理器の購入検討）
 - ・ガス、電気、水道（スチームコンベクションオープン）
- (4) おやつ選択の検討
 (5) その他職員の食事面での健康管理、検食、軽食等
 (6) 会食会、地域介護教室等の開催

四. 管理・運営

1. 業務運営方針

利用者に質の高い良い援助を行うには、職員のチームワーク、人間関係を良好に保つこと、労務管理及び安全衛生管理を更に充実させ、職員の配置を適正に確保し、働き易い明るい職場作りをし、各分野の職務に安心して専念できるようにする。

2. 園の組織機構



3. 会議・委員会活動

(1) 連絡・調整会議

施設の運営は、各職種からの代表者で構成された運営委員によって、連絡・調整会議をもって行う。この会議は、毎週又は必要に応じて開催し、運営方針にのっとり、各部所管の意志の疎通を図り、事業計画を遂行することにより管理・運営の万全な調整を図るものとする。

連絡・調整会議構成委員

- | | | | |
|-------|--------|---------|-------|
| ①園長 | ②事務長 | ③相談員 | ④介護長 |
| ⑤看護主任 | ⑥管理栄養士 | ⑦地域包括主任 | ⑧事務主任 |

(2) 経営改善特別委員会

連絡・調整会議構成委員を柱として、各職種の事業を総点検し、見直し改善を図り施設事業の経営・安定化を推進する。

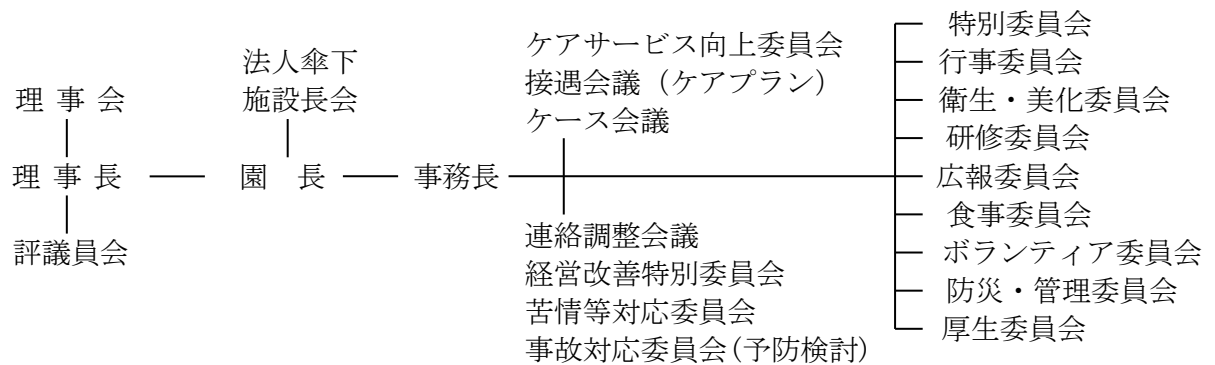
(3) 寮母会議・調理会議等

各職種別会議を定期的に関き、調整会議の伝達・その他の情報を職員各自が認識できるようにする。また、積極的に介護上の諸問題等について意見交換して、より良い意見の集約に努め、処遇の向上を図る。

(4) 接遇会議（ケアプラン）・ケース会議

より良い入居者の自立援助を目指し、また入居者の自立度の変化に対応したケアプランを立てるために、定期的にまた随時に開く。

会議・委員会組織図



4. 資金計画

- (1) 通常の経費は、介護保険報酬及び利用者の1割負担・食事負担等の収入でまかなう。
また、委託費・寄附金等を充当し、健全なる経営に努める。
- (2) 収支・支出予算書 (別紙)

5. 車輛維持管理・安全

- (1) 保有台数は、現在送迎用特殊車4台、乗用車6台 (軽自動車5台) の計10台となっている。車輛の使用耐用年数を長く持続させるため、整備・点検・ワックス掛け等充分留意し管理する。
- (2) 日常安全運転を心掛け、人身事故・物損事故等が発生しないよう、日常における心身の安定化を図り、始業・終業点検を励行し万全なる体制で運転業務を遂行する。
- (3) 始業時アイドリングする場合には、隣家から遠ざかり玄関前中央広場にてこれを行うことにより、近隣家庭に排気汚染・騒音等を出さないようにする。

6. 防災計画

- (1) 月1回の防災訓練の実施
火災及び地震に対する普段からの対応を身につけ、防災への認識を高めるため、毎月第3木曜日の午前中に避難訓練を中心に、防災訓練を行う。また、雨天でも原則として館内にて訓練を行う。
- (2) 夜間消防訓練・地域合同訓練の実施
夜間における不時の災害に備える為、年1回、夜間消防訓練及び職員の緊急連絡招集訓練を実施する。また、上麻生自主防災との協力関係をさらに確立させたい。
- (3) 建物及び設備等の自主点検の実施
建物及び設備等を安全に利用するため、専門業者による定期点検のほか、委員会による自主点検を定期的実施する。
- (4) 消防署及び近隣住民との協力体制の確立
春・秋の総合防災訓練をはじめ各種の消防訓練は、消防署の指導及び近隣住民との協力のもとに実際に即して実施し、効果的な防災対策を身に付ける。
- (5) 震災が発生した場合に慌てることがないように、非常食や非常薬品などの非常物品を備え、震災対策に万全を期す。

7. 生活環境の整備

- (1) 建物付帯設備
施設及び付帯設備も経年により、故障・一部老朽化が発生してきているので出来る限り事前に予見・発見し業務に支障を起さないように努める。

(2) 園庭

敷地は、8,763㎡あるが、年1回は敷地境界杭の確認をする。
絶えず敷地の環境に留意し、植栽の剪定、手入れ、雑草の除去に努め、立木の緑化保全を積極的に進めていき、病虫害の駆除に努める。

園庭の花壇、大型プランター20個には、絶えず四季折々の草花を咲かせ、人々の心を和ませるようにする。

南側の芝生の園庭は、避難訓練のときに車椅子で芝生にでるので、大変に役立ち入居者の目を和ませてくれるので、引き続き手入れをしていきたい。

8. 職員研修

介護保険下における、他異業種施設との競争が激しくなってくる社会情勢になってきたので、介護老人福祉施設従事者としての自覚と資質の向上を目指して研修を行い、利用者の支援・援助の充実に努める。

(1) 内部研修

入居者及び在宅者の援助・支援に係る介護ニーズに基づき、適切に課題を取り上げ、随時、外部講師、施設内職員等で開催する。

(2) 外部研修

市老人福祉施設事業協会、高齢者福祉総合センター、県社協や関東ブロック全国老協等で主催する研修会に極力出席する。

(3) 職員教育

職員が利用者から信頼され、より良いケアが出来るようにするため、随時園長による面接教育の実施をする。

(4) 新人教育

福祉施設従事者としての自覚と資質の向上を目指し、保全を第一として業務を行う上での知識・技術を身に付けることを目的として一定期間の研修を行う。また、採用時点において、社会人としての心構え、服務についての諸規則及び一般的心得を習得させ、立派な職業人としてのあり方を付与する。

9. 養成校等との連携

(1) 介護福祉士資格取得の為の実習施設として指定を受けた次の福祉専門学校の実習生を受け入れ指導する。

聖ヶ丘教育福祉専門学校 アルファ福祉専門学校
YMC A福祉専門学校 西部総合職業技術校

(2) 栄養士・管理栄養士の実習生を受け入れ指導する

実践女子大学 服部栄養専門学校 東部総合職業技術校

(3) 川崎市消防局消防職員初任者研修生を受け入れ指導する。

(4) 横浜家庭裁判所による短期補導委託（特別養護老人ホーム社会奉仕活動）を受託し、少年友の会の会員と共に協力し、少年の更生の一助とする。

(5) 看護学生実習生の受け入れ指導行う

聖マリアンナ看護学生 聖路加大学看護学生

(6) 各大学からの教員免許取得介護等実習希望者を受け入れ指導する。

(7) 大学生・高校生のインターンシップ（介護職場体験）を受け入れる。

10. ボランティアとの連携・協調

利用者の生活がより豊かで、生きがいのあるものにしていくためには、ボランティアの協力が必要であり、積極的に受け入れていく。また、ボランティアを通して、ホームの業務内容を知っていただき、非常時の際のボランティア活動にも結びつけていけるようにする。ボランティア交流会を開き、ボランティア同士、職員、家族との連携を密にしていく。

1 1. 地元町会、小・中学校生徒との交流

ホーム及び利用者にとって地域社会との関わりは、非常に大切である。ホームの利用者が、良い環境の中で生活する為には、地域の人達の協力が不可欠である。よって、地域社会との交流・相互理解を深める協力体制を築いていく。

- (1) 各小学校・中学校・高校の生徒達の世代間、交流の場として、いろいろな面において積極的に進めていく。
- (2) 主要行事等を通して、地域町会・子供会・老人会・婦人会との交流を図り、相互理解を深め施設の活性化を図る。
- (3) 地域社会にとって、有益な社会資源であるように努め、積極的に広報していく。
- (4) 保育園とは全ての行事に交流し、お互いに往訪・来訪をし、楽しく行事を盛り上げていく。特にデイサービス利用者には、敬老週間中の1週間は保育園児の来訪を受け、意義のある週間行事にしていく。

1 2. アルナ便りの発行

- (1) 季刊で発行を予定する。発行送付先は、ホーム利用者と家族、デイサービス利用者、ボランティア及び地域の町会等へ300部発行する。
- (2) 内容として、ホーム内の月々の記事、デイサービス利用者向けの記事、居宅介護支援事業及び地域包括支援センター関係の記事を掲載する。また、ボランティアの方々の横顔等も紹介し、ボランティアの意識の高揚と確保の一助とすると共に、介護老人福祉施設として柿生アルナ園の一層のPRを図る。
- (3) 発行は、広報委員会が担当して、各職種職員及びボランティア・家族その他から取材・投稿してもらい、内容の一層の充実に努めていく。

デイサービスセンター（通所介護）

(1) 実施予定期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(2) 運営方針

柿生アルナ園日帰り介護事業所は、介護保険に於ける指定居宅サービス事業者として、必要な人員を配置し、次に掲げる運営方針に基づいて、適切な指定通所介護事業を提供する。

また、要支援1・2の方を対象に介護予防通所介護事業も行う。

- ① 利用者の要介護度、要支援の状態に応じた適切なサービスを提供する。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、総合的且つ効果的にサービスを提供するように努める。
- ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが、特定のものに偏ることのないように公正・中立に行う。
- ④ 近隣地域の利用者のニーズに応じたサービス提供を配慮し、ショートステイ・特養への入所に向けてのスムーズなサポートに繋げていく。そして、一連のサービス支援により、地域社会でのデイサービスのあり方を定着させていく。

(3) 実施体制

- ① 運営時間 5時間～7時間未満（10：00～16：00）
年末年始、土・日曜休業
- ② 利用定数 1日30名（月～金）
- ③ 行事 予定表参照
- ④ 感染者・ストーマ使用者・酸素使用者・胃瘻造設者の受け入れ（相談に応じて対応）
- ⑤ 休養ベット 1～12床
- ⑥ 食事形態 ミキサー食～常食
- ⑦ レクリエーションによるリハビリ 3B体操・音楽リハビリ・ケア体操
- ⑧ クラブ活動の充実 茶道・書道・絵手紙・俳句・手芸・詩吟・折紙
- ⑨ 特浴・一般浴（足浴サービス実施）
- ⑩ 介護者の都合・利用者の都合により利用曜日変更
- ⑪ 週2～5回利用の複数受け入れ
- ⑫ 一日体験利用、見学受け入れ（体験利用料600円、送迎・昼食・おやつ含む）
- ⑬ パンフレット作成しPR
- ⑭ その他 糖尿病・インシュリン使用者（相談に応じて対応）

(4) 平成26年度年間行事予定

月	行 事	月	行 事
4月	お花見	10月	運動会
5月	端午の節句	11月	紅葉行事
6月	共同作品	12月	クリスマス
7月	七夕	1月	新年会
8月	納涼会	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

※近隣、保育園、小学校との交流

ショートステイ（短期入所生活介護）

柿生アルナ園短期入所生活介護は、ベッド2床とする。利用者、介護支援専門員との連携を保ち、緊急利用申し出の方にも、速やかに対応し、地域のニーズに応えたサービスを提供する。また、要支援1・2の人を対象に介護予防短期入所生活介護事業も行う。

- (1) ショートステイの利用の計画化
在宅介護に問題を抱えている方や、介護者の休養の必要の高い方、また利用者の希望に応じて介護支援専門員と連携を図り、計画的利用を勧める。
- (2) ショートステイ利用の効率化
施設入所者が、入院加療中の空きベッドを有効に活用することを考え、両者の承諾の下で、介護支援専門員へ情報提供する。
- (3) ショートステイ利用期間の介護サービスの質の向上
在宅介護生活を十分把握し、在宅に近い環境で介護サービスを行う。退園時にショートステイ利用期間の情報を報告書として開示する。
- (4) ショートステイ利用者の拡大
医療的ニーズの高い在宅介護（例：在宅酸素・インスリン・胃ろう・その他）の用者に対しても、関係機関との連携を図り、受け入れる方向を整える。又、新規利用希望者もサービス利用にスムーズに繋げるよう努力する。

居宅介護支援事業所（居宅介護支援事業）

柿生アルナ園居宅介護支援事業所は、介護保険における指定居宅介護支援事業者として、介護支援専門員を配置し、次に掲げる運営方針に基づいて適正な居宅介護支援事業を提供する。

- (1) 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス並びに福祉サービスが多様な事業所との連携により、総合的かつ効果的に提供されるように配慮する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

以上の運営方針に基づき以下の事業等を重点目標とする。

- ① 居宅介護支援事業所業務の評価を行い、問題点を分析し改善を行う。
- ② 職員の資質の向上のために研修を行う。
- ③ 各地域包括支援センターとの連携をとり総合的なサービスが提供されるよう努める。

地域包括支援センター（地域支援事業）

《地域包括支援センター運営の基本方針》

地域包括センターは、地域包括ケアを実現するための中核的役割がある。
※地域包括ケアとは、地域住民が安心して生活できるように介護保険制度による公的サービスや多様な社会資源を活用できるように支援することである。

《地域包括ケアを達成するための視点》

- ◆ 総合性→高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、必要な支援につなぐことである。
- ◆ 包括性→介護保険サービスや地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動などの多様な社会資源を、有機的に結び付けることである。
- ◆ 継続性→高齢者の心身の状態に応じて、適切なサービスを継続的に提供することである。
- ◆ 予防性→地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測などをもとに、地域における将来の課題を見据えた予防的対応をすることである。

《地域包括支援センターの運営における基本的な視点》

- ◆ 「公益性」の視点
地域包括支援センターの運営費用が、国民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていることを認識し「公益的な機関」としての事業運営を行う必要がある。
- ◆ 「地域性」の視点
地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う必要がある。
- ◆ 「協働性」の視点
保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置が義務付けられているが、常に相互に情報共有し、業務を遂行するチームアプローチが必要である。

《地域包括支援センター運営体制》

個人情報取り扱いについて

地域包括支援センターの職員には守秘義務が課せられている。個人情報の管理については、介護保険法115条第5項において職員などの守秘義務が課せられている事を十分認識して情報管理を行う。

- ◆ 個人情報の管理（保管・廃業等）
- ◆ パソコンでのセキュリティ・ウィルス対策
- ◆ USB・FP・CD・MOなど、電子媒体の管理
- ◆ 郵送・FAX及びメール送信の対策

《施設の整備状況および人員体制について》

地域包括支援センターとして職場環境を整備し、専門職員の欠員等が生じない配慮を行うなど、地域の高齢者の身近な相談窓口として取り組む義務がある。

- ◆ 施設内・外に地域包括支援センターの所在の表示をする。
- ◆ 柿生アルナ園地域包括支援センター独自の案内チラシを作成し、区役所や関係機関に設置し、担当圏域の高齢者に周知を行う。
- ◆ 3職種職員とケアマネ1名の4人体制で、いつでも相談ができる安定した相談機関として役割が担えるように努める。

《地域包括支援センターの業務》

1. 総合相談支援業務
2. 権利擁護業務
3. 予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
5. その他業務
6. 川崎市単独事業業務
7. 各種会議・研修会 参加・報告

1. <<総合相談支援業務>>

目的：個々の高齢者が、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスにつなげる支援を行う。

事業内容

①初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた相談を受けて、的確な状況把握等を行う。緊急対応の必要性を判断し、相談内容に即した情報提供、関係機関の紹介等を行う。

②継続的・専門的な相談支援

専門的・継続的な関与が必要と判断した場合には、個別の援助計画を策定し、支援計画に基づいた適切なサービスにつなぐ。定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

2. <<権利擁護業務>>

目的：高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度など、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者の虐待防止や権利擁護を図る。

事業内容

①成年後見制度の活用促進

②福祉施設等への措置の支援

③高齢者虐待への対応

④困難事例への対応

⑤消費者被害の防止

3. <<予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務>>

(1) 予防給付

目的：要支援1・2の人を対象とした予防給付の介護予防プランに基づき、介護予防サービスの提供を行う。

事業内容

① 課題分析（アセスメント）

② 目標の設定

③ 介護予防ケアプランの作成

④ モニタリングの実施

⑤ 評価

⑥ 給付管理

(2) 特定高齢者施策

目的：要支援・要介護状態になるおそれの高い65歳以上の者（特定高齢者）を早期に把握し、要支援・要介護状態となることを予防する目的で、介護予防事業を実施する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. パワーリハビリテーション（運動器の機能向上事業）2. 転倒骨折予防事業（運動器の機能向上事業）3. 口腔ケア教室（口腔機能向上事業）4. 栄養（口腔）改善教室（栄養改善事業） |
|---|

事業内容

基本チェックリストを元に選定された特定高齢者に、個別の介護予防ケアプランを作成し事前・事後アセスメントを行う。

① 課題分析（アセスメント）

② 目標の設定

③ 介護予防ケアプランの作成

④ モニタリングの実施

⑤ 評価

(3) 一般高齢者施策

目的：全ての65歳以上の高齢者を対象として健康教育、健康相談等の取組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発を行うこと等を目的とする。

事業内容

● 介護予防普及啓発事業

出前講座や講演会、健康教室を通じて介護予防の普及啓発を実施する。

柿生アルナ園地域包括支援センター通年事業

1. 公園体操事業（毎週水曜日 午後 13:30～14:00 美山台公園体操）
2. 柿生コロナネーゼ（第1月曜日 午後 13:30～午後 15:00 麻生区役所柿生連絡所）

※麻生区内の各老人いこいの家にて、いこい元気広場（椅子に座った軽体操と健康講話）開催（毎週1回 10:00～12:00 参加期間は6ヶ月）

65歳以上の川崎市内在住の方で、介護保険サービスを利用されておらず、医師より運動を禁止されていない方対象。（川崎市委託事業）

- 介護予防人材育成
 - ① 各種ボランティア育成
 - ② 各種指導員育成
 - ③ グループ活動支援

柿生アルナ園地域包括支援センター通年支援

- ※白山遊々会 毎月2回 午前 10:00～11:30
- ※太極拳 毎月第2土曜日午前 10:00～11:30
- ※アカシア自治会体操（第2木曜日 午前 10:00～午前 11:00）
- ※白山おしゃべり会（第4水曜日 午後 14:30～午後 15:30）
- ※若葉会（年3回）
- ※亀井茶話会
- ※さつき茶話会
- ※さつきカフェ

4. <<包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>>

目的：高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、介護支援専門員に対する支援や連携等を行うことを目的とする。

事業内容

- ① 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークの構築や活用を図る。
- ② 日常的個別指導・相談
- ③ 支援困難事例等への指導・助言

5. <<その他業務>>

目的：地域の高齢者が、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、必要な支援を行うことを目的とする。

事業内容

◆家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施、介護から一時的に開放する為の介護者相互の交流会等を開催・参加する。

柿生アルナ園地域包括支援センター 不定期事業

- ① 介護者のつどい
- ② はなみずきの会
- ③ グループホームみのりの家 家族会
- ④ 一人暮らし高齢者の会食会（白山ながら会）
- ⑤ アルナ祭・アルナ納涼祭

6. <<川崎市単独事業業務>>

目的：介護保険だけではサービスが不足する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように支援する、川崎市の独自事業である。市単事業の説明、開始、変更、廃止の手続き、利用中のモニタリング等の調整を行う。

事業内容

- ① 高齢者生活支援型食事サービス
- ② 介護者生活ヘルパー派遣
- ③ 緊急通報システム

市単独事業サービスのそれぞれの要綱に則り、サービス利用の希望が出た場合は、速やかに対応し手続きを行う。開始申請時は対象要綱を確認の上、訪問により調査を行い、事業の内容やサービス事業者の情報提供を行う。担当するケアマネがいる際は、情報収集を行い、場合によっては同行訪問する。利用の可否を選定する。利用要件の判断に迷う際は、社会福祉協議会在宅サービス課や区高齢者支援課等へ相談する。対象に当てはまらない場合、代替えで利用できるサービス、自費で対応できるサービスを紹介する。サービス利用中はモニタリングを年1回実施し、利用者の実態把握を行う。緊急連絡先等の変更がないか必ず確認する。モニタリング結果を社会福祉協議会在宅サービス課へ報告し、サービス内容の改善につなげる。

7. <各種会議・研修会への参加、報告>

目的：市・区・社会福祉協議会で運営する、地域包括支援センター連絡会議への出席や、国や県が行う研修会に参加し、情報収集、意見交換、課題の検討を行うとともに、地域包括支援センター職員としての知識及びスキルの向上に努める。

- 地域包括支援センター連絡会議への参加
- 国、県等で実施される研修
- 区単位で行う会議等
- 地域ケア運営委員会への参加
- 地域包括ケア会議の開催、運営
- その他会議の開催、研修への参加
- 区高齢者支援課へ実績報告書等の提出（翌月10日まで）
- 地域包括支援センター事業計画の評価及び次年度計画立案し提出
- ケアプラン作成状況報告（年3回）

<地域包括支援センター年間スケジュール>

川崎市単位の参加

事業名	目的・取組み内容
地域ケア推進会議	・ 区の課題を全市的に話し合う場
業務検討委員会	・ 職員の資質向上及び業務改善の検討委員会
介護予防検討委員会	・ 介護予防、特定高齢者検討

麻生区単位の会議・事業

事業名	目的・取組み内容
麻生区地域包括支援センター 連絡会	・ 業務の検討 ・ 業務の水準化
地域包括ケア連絡会議	・ 地域システムづくり
ご近所ネットワーク会議	・ 包括エリアごとの地域システムづくり
介護者のつどい	・ 茶話会のオブザーバー ・ 介護情報発信
麻生区自立支援協議会	・ 障害者支援のためのネットワーク構築
ボランティア活動振興事業	・ ボランティア運営
あさお福祉計画推進委員会	・ 地域福祉計画の適正実施
老人ホーム入所判定委員会	・ 入所措置の要否判定